（手数料の納付の方法）

第六十二条　［略］

2　法第十九条の十五の二第十二項、第六十七条第一項、第六十七条の二及び第六十八条第一項の規定による手数料（再入国許可の有効期間の延長の許可の記載及び難民旅行証明書の有効期間の延長の記載に係る手数料を除く。）の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる許可又は交付の申請が電子申請（令第二十五条第一項第一号ロに規定する電子申請をいう。）により行われた場合には、法第六十七条第一項及び第六十七条の二の規定による手数料（当該許可又は交付に係るものに限る。）の納付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により出入国在留管理庁長官が適当と認める事業者を介して当該手数料の納付を行う方法であつて、出入国在留管理庁長官が相当と認めるものにより行うものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該納付を当該事業者を介して行うことを証する資料の提出を求めることができる。

一　令第二十五条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる許可

二　令第二十五条の二第三号に掲げる交付

4　前項の場合において、電子情報処理組織の故障その他のやむを得ない理由により、前項に規定する方法による納付を行うことができないと出入国在留管理庁長官が認めるときは、第二項に規定する方法による納付を行うことができる。

（権限の委任）

第六十三条　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～二十三　略］

二十四　法第六十七条第三項に規定する権限

2　［略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十四条　［略］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六十五条　［略］

（雑則）

第六十六条　［略］

（手数料納付書）

第六十一条　［同上］

2　法第十九条の十五の二第十二項又は第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

［項を加える。］

［項を加える。］

（権限の委任）

第六十一条の二　法第六十九条の二第一項の規定により出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

［一～二十三　同上］

［号を加える］

2　［同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［同上］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第六十一条の四　［同上］

（雑則）

第六十二条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。